

レインボータウン南彦根
住宅団地管理規約

1. 管理組合規約
2. 居住環境管理規約
3. 建築協定書



レインボータウン 南彦根住宅団地管理組合

— 目 次 —

1. 管理組合規約 2

第一章	総 則	2
第二章	組合の業務	2
第三章	組 合 員	3
第四章	集会所施設建設費の負担金	4
第五章	組合の解散	4
第六章	附 則	4

2. 居住環境管理規約 5

第一章	街づくり	5
第二章	土地管理	5
第三章	居住環境の秩序維持	7

3. レインボータウン南彦根建築協定書 8

添 付 書 類

レインボータウン南彦根住宅団地管理規約等承認書	16
工事等着工届出書及び共用施設利用願書	18
住所、氏名、名称、所有権移転等届出書	19
レインボータウン南彦根住宅団地全体区画図	20

管 理 組 合 規 約

第一章 総 則

(名称)

第1条 本組合は、レインボータウン南彦根住宅団地管理組合（以下「組合」という。）と称する。

(目的)

第2条 この規約は、レインボータウン南彦根に設置された共用施設及び建物等の基準を定めることにより、入居者の共同の利益と住宅地としての環境を高度に維持し増進する事を目的とする。

(事務所)

第3条 組合の事務所はレインボータウン南彦根内に置く。

但し、滋賀県勤労者住宅生活協同組合が組合業務を代行する間は、滋賀県勤労者住宅生活協同組合内に置くことが出来る。

(共用施設)

第4条 第2条に記載する共用施設とは、次のものをいう。

- イ. 街路灯及び防犯灯施設
- ロ. 公園緑地の諸施設
- ハ. 道路、及びその附帯施設
- 二. 集会所等の施設
- ホ. ゴミ集積所施設

2. 彦根市又は他の公共団体に、前項の共用施設の一部又は全部の維持管理が移管された場合は、移管後の施設の取扱について当該公共団体と協議して定めることができる。

第二章 組合の業務

(組合の業務)

第5条 組合は、第2条の目的を達成するため次の各号の業務を行う。

イ. 第4条に記載する共用施設の運転、保守、点検、補修及び維持管理業務。

(但し、関係法令に基づくものとする。)

ロ. 官公庁、町内自治会等への連絡及び報告業務。

ハ. その他総会において組合業務と決定された事項。

(組合業務の委託)

第6条 組合は、業務の全部あるいは一部を第三者に委託することができるものとする。

(受託者に対する協力)

第7条 組合の業務を第三者に委託した場合、組合員は共用施設の利用、届出、組合が決定する費用の支払等、本規約に基づく事項について、受託者に協力するもの

とする。

第三章 組合員

(組合の構成)

第8条 組合は、レインボータウン南彦根内の住宅宅地の所有者並びに利用者で構成する。

(共用施設の利用義務)

第9条 組合員は、各宅地より排出される生活排水（便所、台所、風呂、洗濯等）の処理については、公共下水道を必ず利用しなければならない。

(資格の得喪)

第10条 組合員の資格の得喪について、次のとおり定める。

イ. レインボータウン南彦根内の住宅宅地の所有権又は利用権を取得した者は、その何れか早い取得日を以って組合員となり、所有権又は利用権を喪失した時点で、組合員の資格を失う。

ロ. 組合員が宅地の所有権を他に譲渡、又は貸与し使用させる場合はすみやかにその旨を書面（添付書式）にて組合に届け出をしなければならない。

(権利義務の承継)

第11条 前条により、組合員がその資格を失った場合は、当該組合員から新たに住宅宅地を取得した者、又は当該組合員の住宅宅地の所有権の相続人もしくは財産管理人は、組合員としの権利義務一切を承継するものとする。

(通知義務)

第12条 第10条、第11条の規定のほか、組合員は下記各号に該当する場合には、その旨を組合に書面（添付様式）にて届け出をしなければならない。

イ. 建物を建築するとき及び土留工事等を行うとき。

ロ. 宅地並びに建物所有者の変更、または利用者の変更及び組合員の住所・氏名・名称等の変更があるとき。

(本規約の遵守義務)

第13条 組合員及びその同居家族並びに共用施設の利用者は、レインボータウン南彦根住宅団地維持管理規約及び組合が定めた諸規則を遵守しなければならない。

(検査及び指示)

第14条 組合は、共用施設の維持管理上必要があると判断したときは、組合員の宅地並びに設備を立入検査し、組合員に適正な措置を指示することができる。

また、その指示に従わない場合は、組合員にかわって改善することができるものとする。

なお、その費用は組合員の負担とする。

(規約違反)

第15条 組合員が、本規約及び組合が定めた規則に違反し、共用施設の機能を阻害、破損させたとき、組合は、その組合員に対して、損害賠償を要求することができる。

第四章 集会所施設建設費の負担金

(管理組合加入金)

第16条 レインボータウン南彦根内の住宅宅地を最初に取得するものは、売買契約時に1区画につき集会所施設建設費として、金150,000円也を支払うものとする。但し2区画以上の請入者で一戸建ての場合は同額とする。

第五章 組合の解散

(組合の解散)

第17条 共用施設の全部が地方公共団体又はその他の関係機関に移管され、第2条に記載される組合の業務が無くなった場合、組合はその時点において解散するものとする。

第六章 附則

(その他の規約)

第18条 組合の業務執行に関する役員、総会、理事会等に関する規約は別途定めるものとする。

(契約原本)

第19条 本規約末尾のレインボータウン南彦根住宅団地管理規約等承認書に組合員が署名捺印したものを契約原本とし、組合が副本を保管する。

(管理規約の承継)

第20条 組合員が住宅宅地を譲渡するときは、第11条により組合員の地位を承継する譲渡人に対して、レインボータウン南彦根住宅団地管理規約の諸条項を確実に承継させなければならない。

(代理執行)

第21条 滋賀県勤労者住宅生活協同組合は、平成14年10月1日より平成16年9月31日までを原則として組合業務一切を組合にかわって執行するものとする。

(定めのない事項)

第22条 本規約に定めのない事項について、組合より指示のあるとき組合員はそれに従い、その他については組合及び当事者間において協議のうえ誠意をもって解決するものとする。

居住環境管理規約

第一章 街づくり

1. この章は、組合員の共同の利益及び住宅地としての環境を高度に維持増進するため、組合員が所有する住宅の建築・外構などに関し必要な事項を定める。
2. 宅地外周のうち、道路沿いの「塀」は生け垣を原則とする。
3. 第2項の生け垣は、美観保持のため当該宅地を所有する組合員が整枝しなければならない。
4. 組合員は、所有地内において住宅の建築及び大規模な修繕、建替え、増改築、移転(但し、模様替え、簡易な改修を除く。)をしようとするときは、あらかじめ書面により組合に届け出なければならない。
5. 建築物及び宅地外周の土留構造物の形態及び意匠については、基本的に街なみの調和を維持できるものとし、落ち着いた色彩に努めるものとする。

第二章 土地管理

1. 組合員は、次項以下の項目を遵守し、よりよいレインボータウン南彦根の発展と環境の保全向上に協力しなければならない。
(土地及び引き込み設備の確認)
 2. レインボータウン南彦根内の土地を取得するときは、次の各号について確認し、疑義があるときは速やかに組合に申し出るものとする。
 - (1)境界が境界標で囲まれていること。
 - (2)汚水最終栓が設置してあること。(道路敷地内)
 - (3)上水道メーターBOX(メーターは除く)が設置してあること。
 - (4)都市ガスの引き込み管が設置してあること。
 3. 組合員は必ず下記の土地管理をしなければならない。
 - (1)各引き込み設備の損傷防止、詰まり防止。
 - (2)土砂流出防止。
 - (3)雑草等の除去、尚毎年2回(春期5~6月、秋期9~10月)以上実施すること。

(土地管理の委託)

4. 組合員が前項の管理ができない場合は、必ず組合に管理を委託しなければならない。
この場合、管理費用はすべて当該組合員が負担するものとする。

(管理上の処置)

5. 組合員の土地管理が十分でなく、他の組合員の迷惑となり、レインボータウン南彦根の環境保持に支障となる場合において、組合は当該土地所有の組合員に連絡の上処置することができるものとする。
この場合にかかる費用は当該土地所有組合員の負担とする。

(土地分割の禁止)

6. 土地は原則として分割（区画割りの変更）出来ないものとする。

(宅地の形状変更)

7. 組合員は、建築工事又は土砂流出土留工事（土留擁壁工事）の目的以外に宅地の形状・地盤高を変更してはならない。
但し、車庫の築造または造園工事に伴う小規模の築山はこの限りでない。
尚、建築・土留工事を行う場合は、特に境界杭に注意して工事しなければならない。
万一、境界に関し隣地所有組合員等と紛争が起った場合には、当事者間で解決するものとする。

(建築・土留工事等)

8. 建築工事・土留工事にあたっては次の各号を厳守しなければならない。
(1)建材、土砂、セメントなどを道路、排水路又は隣接土地などに放置しないこと。
(2)道路で直接セメント、砂利等の混合作業等を絶対しないこと。
(3)工事完了までの間、工事が原因で共用施設、公共施設を損傷しないよう施工すること。
(4)工事により、道路、排水路を汚さないこと。
(5)上記に違反し、万一損傷・汚染等した場合は、復旧に要する費用を建築主で負担しなければならない。

(電気・電話)

9. 電気、電話用の電柱・支柱・支線が宅地内に設置されることがあることを組合員はあらかじめ承諾するものとする。尚、宅地引き渡しの時点において、未建柱である場合があることも併せて確認するものとする。
これらの電柱・支柱・支線は移動できない。

(その他)

10. 防火水槽標識、道路標識、カーブミラー、ゴミ集積所等は移動できない。

但し、緊急やむを得ない場合で、公共団体等が行う場合はこの限りではない。

第三章 居住環境の秩序維持

1. この章は、レインボータウン南彦根の円滑な生活と住宅地としての良好な居住環境の秩序維持を図るため、組合員が守るべき事項について定める。
2. 組合員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 公共用地を無断で占有し、または私物を放置すること。
 - (2) 彦根市及び組合が定めるゴミの収集方法及び区分を守らないこと。
 - (3) その他前各号に準ずる行為で組合が禁止したこと。
3. 組合は、組合員が前項規程に違反したときは、その者に対し勧告その他必要な措置をとることができる。
4. 周辺の既存施設、農作業、地域の慣習、行事等について互いに協力し合うこと。
5. 犬等のペットの散歩は、他人に迷惑をかけないよう心がけ、糞の始末は確実に行うこと。

レインボータウン南彦根建築協定書

(目的)

- 第1条 本協定は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条およびこれに基づく彦根市建築協定条例（平成4年第37号）第2条に基づき、第4条に定める建築協定区域（以下「協定区域」という。）内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠または建築設備に関する基準を定め、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。
- 第2条 本協定は「レインボータウン南彦根建築協定」（以下「協定」という。）とする。

(用語の定義)

- 第3条 本協定における用語の定義は、建築基準法および建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に定めるところによる。

(協定の区域および区分)

- 第4条 本協定の目的となる土地の区域は、別添レインボータウン南彦根建築協定区域図面の区域（集会所・公園・ゴミ置場・調整池・防火水槽を除く。）とする。

(協定締結者)

- 第5条 本協定の締結者（以下「協定者」という。）は、前条の協定区域内の土地所有者および建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権、または賃貸権を有する者（以下「土地の所有者等」という。）とする。

2. 第6条の効果が生じた後に協定区域内において、土地の所有者等となった者は、協定者とみなす。

(有効期間)

- 第6条 本協定の有効期間は、彦根市長の認可を受けた日から起算して10年間とする。ただし、有効期間の満了6ヶ月前に土地の所有者等の過半数の廃止の申し立てがない限り、さらに引き続き10年間延長するものとする。
2. 当該有効期間内に本協定を犯した者の措置に関する規定は当該有効期間満了後もなおその効力を有する。

(建築物等の制限)

- 第7条 第4条の区域における建築物の敷地、位置、用途、形態および意匠は次の各号に定める基準によらなければならない。
1. 敷地は分譲時の形状を維持し、これを細分化してはならない。
2. 敷地の地盤高を変更してはならない。但し、下記の各号に該当する切土又は、盛土は、この限りではない。

- (1) 整地に伴う軽微なもの

- (2) 車庫及び出入口の新設、増設に伴うもの
 - (3) 中庭やテラス、地下室等造園に伴うもので、隣接地との調和が保てる程度のもの
3. 道路（コモンスペースを含む）に面する敷地の部分には、緑化推進のための植樹を施さなければならない。ただし、車庫等を設置した場合で、植樹を施す余地がない場所についてはこの限りではない。
 4. 住宅敷地には、下記の各号に掲げる用途のもの以外は建築してはならない。
 - (1) 別表に掲げる用途のもの
 - (2) (1)に附属する門又は車庫及び物置その他これを類する用途のもの
 - (3) 当団地に係る宅地、建築物の販売又は建築工事の為の仮設建築物
 5. 都市計画法第41条第1項に基づく指定により、建築物の形態（建ぺい率、容積率、建築物の高さの制限等）は、別表に掲げるものに適合したものでなければならない。
 6. 建築物の外壁又はこれにかわる柱の面は、道路境界線から1.0m以上離さなければならない。但し、第8条に定めるものを除く。
 7. 建築物の外壁又はこれにかわる柱の面は、隣地境界線から0.7m以上離さなければならない。但し、第8条に定めるものを除く。
 8. 形態制限として、屋根は原則として傾斜屋根（勾配 $2.5/10 \sim 5/10$ ）とする。
 9. 屋根、外壁、建具などは落ち着いた色調とする。
 10. 看板または広告物類は協定区域内に設置してはならない。ただし、次に該当するもので、運営委員会に事前に届け出たものについてはこの限りではない。
 - (1) 表示面積が、 1.0m^2 以下のもの
 - (2) 野立広告板（塔）で、その高さが5m以下のもの
 - (3) 地色が、「赤」「黄」「青」の原色以外のもの

(除外規定)

- 第8条 前条第1項第6号および第7号で定める建築物の部分は、次に掲げるものとする。
2. 外壁またはこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下である建築物の部分
 3. 前号に掲げるもののほか規則に定める出窓の部分
 4. 物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が 5m^2 以内である建築物の部分

(運営委員会)

- 第9条 この協定運営に関する事項を処理するため、レインボータウン南彦根建築協定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会は、協定区域内の土地の所有者の互選により選出された委員若干人をもつて組織する。

3. 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 委員は、再任されることができる。

(役員)

- 第10条 委員会に、委員長、副委員長2人および会計1人を置く。
2. 委員長、副委員長及び会計は委員の互選によって定める。
 3. 委員長は、委員会を代表し、この協定の運営事務を総理する。
 4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または、委員長が欠けたときは、あらかじめ、委員長が指定する副委員長がその事務を代理する。
 5. 会計は、委員会の経理に関する事務を処理する。
 6. 委員長の任期が満了したとき、または委員長が欠けたときは、新たに委員長になった者が、速やかにその旨を彦根市長に報告するものとする。

(委任)

第11条 前2条に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(違反者に対する措置)

- 第12条 委員長は、この協定に違反した者（以下「違反者」という。）があったときは、違反者に対し、委員会の決定に基づき文書をもって相当の猶予期間を付して、是正のための必要な措置をとることを請求することができる。
2. 違反者は、前項の請求があったときは、これに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

- 第13条 委員長は、違反者が、前条第1項の請求に従わないときは、委員会の決定に基づき、その強制履行または違反者の費用をもって第三者にこれをなさしめることを、裁判所に請求することができる。
2. 前項の訴訟手続に要する費用等は、違反者の負担とする。

(土地の所有者等の届出)

- 第14条 土地の所有者等は、所有権および建築物の所有を目的とする地上権または賃貸権を移転するときは、あらかじめ、その旨を委員長に届け出なければならぬ。

(協定の変更)

- 第15条 土地の所有権等は、協定区域、建築物に関する基準、有効期間又は違反者に対する措置を変更しようとする場合は、その全員の合意をもってその旨を定め、これを彦根市長に申請してその認可を受けなければならない。

(協定の廃止)

- 第16条 土地の所有者等は、この協定を廃止しようとする場合は、その過半数の合意

をもってその旨を定め、これを彦根市長に申請してその認可を受けなければならぬ。

(経費の負担)

第17条 土地所有者等は、委員会の運営に必要な経費を負担しなければならない。

(補足)

第18条 本協定に規定するものほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附則

1. 協定書の保管

本協定は2部作成し彦根市長に提出する。1部を彦根市が、1部を委員会が保管し、その写しを土地所有者等に配布するものとする。

2. 経過措置

第9条の委員会が措置されるまで、認可公告があった日から2年を限度とする期間に限り、滋賀県勤労者住宅生活協同組合または同生協より選任されたものは、第10条に規定する委員会の権限を有し、これ行使することが出来る。

平成14年 月 日

協定者 滋賀県勤労者住宅生活協同組合

理事長 木下 隆

別表1 予定建築物の用途、形態の制限

表 示	A地区	B地区
用 途	戸建て住宅地区	店舗併用住宅地区
建 べ い 率	6／10	6／10
容 積 率	20／10	20／10
建築物の高さの最高限度	10m	12m
建築物の敷地面積の最低限度	150m ²	165m ²
建築物の壁面の位置の制限	1. 建築物の外壁又はこれにかわる柱の面は、道路の境界線から1.0m以上はなされなければならない。 2. 建築物の外壁又はこれにかわる柱の面は、隣地境界線から0.7m以上離さなければならぬ。 但し、車庫又は物置その他これに類する用途のもので高さ2.3m以下のもの及びボーチ、門についてはこの限りではない。	
建築物等の用途の制限	次の各号以外の建築物 1. 一戸建の住宅（2階建て住宅以下とする） 2. 公益上必要な建築物に付属する車庫並びに物置等 3. 前各号の建築物に付属する車庫並びに物置等	次の各号以外の建築物 1. 一戸建の住宅（3階建て住宅以下とする） 2. 事務所、日用品販売店舗、食堂、喫茶店、クリーニング取次店、理髪店、美容院、質屋、貸衣装屋、貸本屋等、置屋、家具屋、自転車店、家庭電気器具店等、パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋等、学習塾、華道教室、團碩教室等、アトリエ・工房の併用住宅で併用する用途の部分が50m ² 未満かつ建築物の延べ面積の1/2以下の建築物 3. 公益上必要な建築物 4. 前各号の建築物に付属する車庫並びに物置等
かき又はさくの構造の制限	1. コモンスペースを含む道路に面する敷地の部分には緑化推進のための植樹を施さなければならぬ。 但し、車庫等を設置した場合で、植樹を施す余地の場所についてはこの限りではない。 2. コモンスペースを含む道路境界線に沿って「かき」「さく」を設けようとする場合は生垣としなければならない。	
道 路 斜 線	1：1、25以下	
北 側 斜 線	7.5mプラス 1：1、25以下	
日 影 規 制	建築基準法別表第四(に)欄第2項第2号	

レインボータウン南彦根建築協定運用規則

(規則の趣旨)

第1条 この規則は、レインボータウン南彦根建築協定の運用に必要な事項を定めるものとする。

(建築物等の基準)

第2条 建築等の工事を施行するについては、協定第7条第1項の各号の基準、適用上の細目は次のとおりとします。

1. 現状地盤面の高さ（協定第7条第1項第2号）

現状地盤面の高さとは、引渡し時の高さ。

図-1 (×印) は地盤面の高さ変更に当たり禁止されています。

図-2 (○印) は可能です。

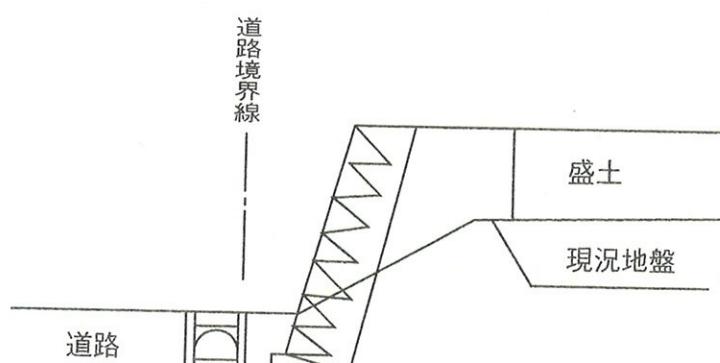


図-1 (×)

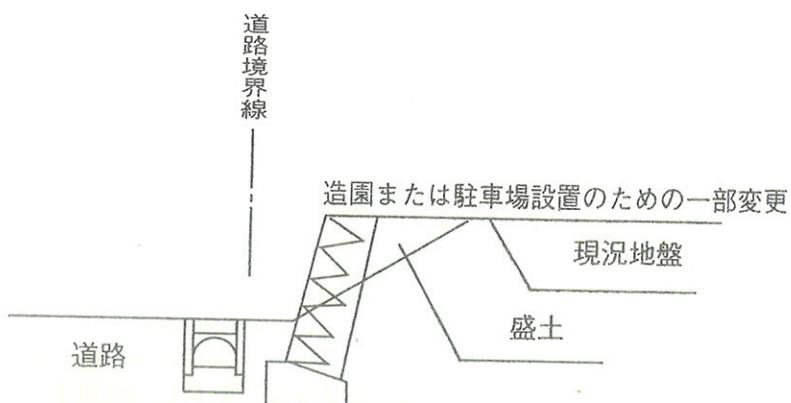


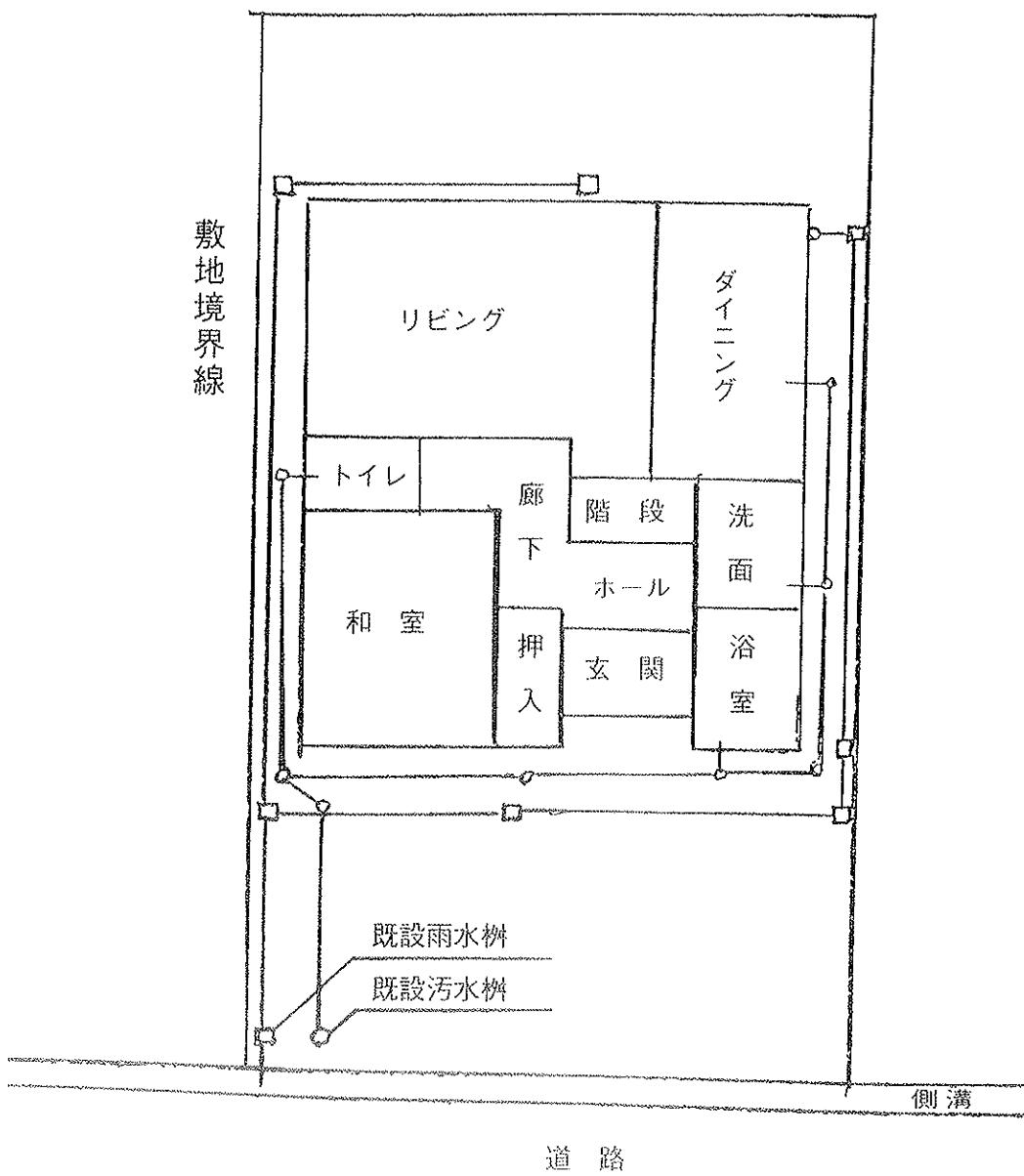
図-2 (○)

2. 排水溝及び汚水樹

既設雨水樹（道路側溝への取込間）及び汚水樹は、移設または撤去できません。

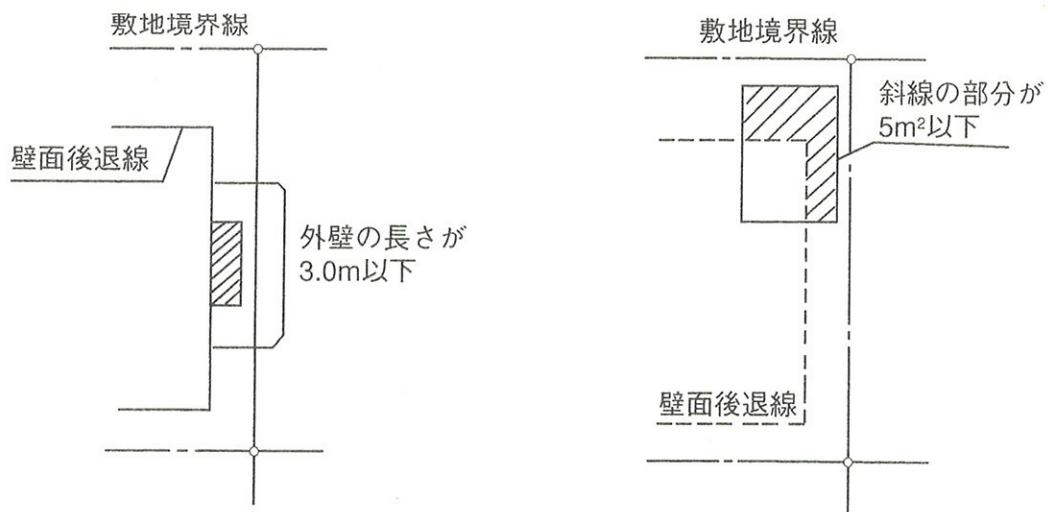
例えば図-3の参考例のように、汚水及び雑排水は汚水樹に、雨水は道路側溝または既設雨水樹に別々に放流して下さい。

図-3 汚水雨水排水の参考例

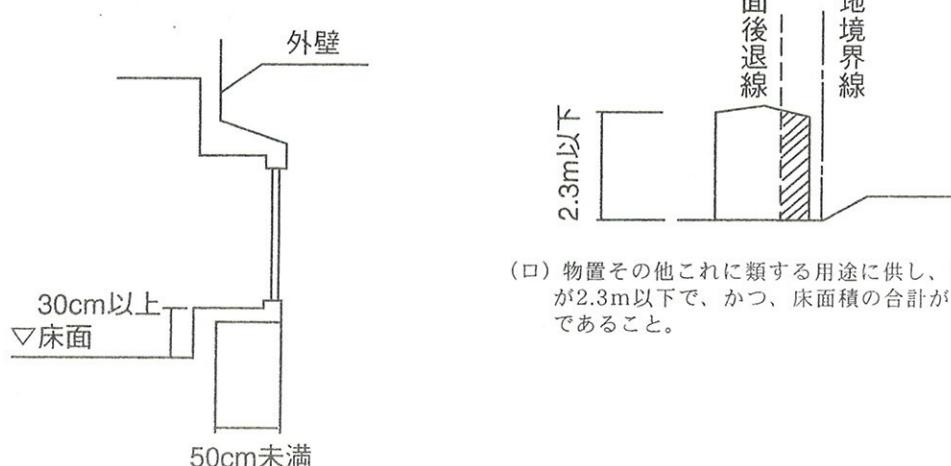


3. 外壁後退距離（第8条第1項）

防火・避難路等の確保のため、建築物の周囲に空地を残すよう地区ごとに1.0mまたは0.7mの外壁後退距離が定められていますが、図-4の(イ)から(ハ)のような場合は緩和されています。（建築基準法施行令第135条の5を準用。）



(イ) 外壁またはこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下であること。



(ロ) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m²以下であること。

(ハ) 出窓とは、床から30cm以上の高さを有し、かつ本体からの出が50cm未満であること。

(附則)

- この規則は、協定の効力発生のときから効力を生ずる

正

(管理組合規約第19条)

(様式は変更することがあります)

住宅団地管理規約等承認書

今般、私はレインボータウン南彦根住宅団地の住宅宅地等を取得・購入するにあたり、下記の事項を承認します。

記

1. レインボータウン南彦根住宅団地管理規約を承認します。
2. 宅地等の取得・購入と同時にレインボータウン南彦根住宅団地管理組合に加入します。
なお、本書をもって組合の加入申込書と致します。
3. 住宅団地管理規約第21条に基づき、滋賀県勤労者住宅生活協同組合が組合業務を代行することに同意します。

年 月 日

レインボータウン南彦根団地管理組合 殿

組合業務代行者

滋賀県勤労者住宅生活協同組合 殿

区画番号

住 所

氏 名

印

副

(管理組合規約第19条)

(様式は変更することがあります)

住宅団地管理規約等承認書

今般、私はレインボータウン南彦根住宅団地の住宅宅地等を取得・購入するにあたり、下記の事項を承認します。

記

1. レインボータウン南彦根住宅団地管理規約を承認します。
2. 宅地等の取得・購入と同時にレインボータウン南彦根住宅団地管理組合に加入します。
なお、本書をもって組合の加入申込書と致します。
3. 住宅団地管理規約第21条に基づき、滋賀県勤労者住宅生活協同組合が組合業務を代行することに同意します。

年 月 日

レインボータウン南彦根団地管理組合 殿

組合業務代行者

滋賀県勤労者住宅生活協同組合 殿

区画番号

住 所

氏 名

(印)

添付（管理組合規約第12条）

（様式は変更することがあります）

建築(土留)工事等着工届出書 共用施設利用願書

土地所在地	(区画番号)		
建築物の種類	土地面積 m ²		
規模構造	1.木造 2.鉄筋 3.鉄骨 4.その他	建物着工 完成予定	着工 . .
	1階 m ² 2階 m ²	年 月 日	完成 . .
工事施工者	住所		
	氏名	電話番号	
添付書類	1.建物平面図 2.建物立面図 3.排水計画図 4.土留工事平面図 5.土留工事構造図		
共用施設利用開始予定年月日	年 月 日		
<p>・「レインボータウン南彦根住宅団地管理規約」を守り、建築(土留)工事の着工を行な いたいので届け出ます。 ・上記の期日より共用施設の利用を開始いたします。</p>			
年 月 日			
レインボータウン南彦根住宅団地管理組合 殿			
建築主 共用施設利用者	住 所		
	氏 名	(印)	
工事施工者	住 所		
	氏 名	(印)	

添付（管理組合規約第10条、11条、12条）

（様式は変更することができます）

住所・氏名・名称・変更
所有権移転（売買、贈与、相続）

届出書

所有地の所在

面 積

1. 住所・氏名・名称・変更の方のみ記入してください。

新 住 所		新 氏名 名称	
旧 住 所		旧 氏名 名称	

2. 所有権移転の方のみ記入して下さい。

新 所 有 者 (代表)	住 所	
	氏 名	

「レインボータウン南彦根住宅団地管理規約」に基づき

私は 住所・氏名・名称変更 をしましたで届け出ます。
所 有 権 移 転

年 月 日

レインボータウン南彦根住宅団地管理組合 殿

住 所

氏 名

印

レインボータウン南彦根住宅団地管理規約の内容について、前所有者より承継し承認いたしました。

住 所

氏 名

印

レインボータウン南彦根住宅団地全体区画図

